

「農の雇用事業」（新法人設立支援タイプ）

（令和3年度第1回募集）募集要領

一般社団法人全国農業会議所

全国農業会議所では、農業法人等が新たな農業法人の設立を目指す者を雇用して実施する研修に対して助成を行う「新法人設立支援タイプ」の参加者を募集します。

本事業は、**①独立に向けた研修**、**②経営継承に向けた研修**、の2つがあり、一部の要件が異なりますので、ご注意ください。

事業の対象となる研修生は、原則として研修開始日時点において、50歳未満で就業期間が4ヶ月以上となる方（独立に向けた研修の場合）、又は50歳未満の方（経営継承に向けた研修の場合）です。

事業の実施を希望される農業法人等の方は、2021年2月17日（水）～2021年3月22日（月）（必着）までに各都道府県農業会議等に必要な申請書類を提出してください。

応募の際は以下の要領の具体的な内容にご注意ください。

なお、農の雇用事業は令和3年度予算の成立を前提として実施するものであるため、今後、事業内容等の変更があり得ることにご留意願います。

【農の雇用事業の主な見直しについて（令和2年度から、新たに設けられた主な要件は以下のとおりです）】

本事業は、定着率が課題となっており、本事業が新規就農の促進や次世代を担う農業者の育成に真に役立つものとなるよう令和2年度から以下の見直しを行っています。その他の要件についても、本文を必ずご一読ください。

（農業法人等の過去の研修生の定着状況等の内容を基に総合的に審査を行い、採択者を決定するため、要件を満たしていても採択されない場合があります。）

- ① 研修生が障害者、生活困窮者又は刑務所出所者等（以下「多様な人材」という。）の場合は、年間30万円の加算措置が設けられます。
- ② 働きやすい職場環境整備^{*}に既に取り組んでいるか、新たに取り組むことが要件化されます。

※ 休憩・休日・有給休暇の確保に取り組んだ上で、①労働時間管理、②従業員の人材育成および評価の仕組みの導入、③男女別トイレ等働き方改革に資する施設の整備のいずれか1つ以上を選択願います。

上記①～③につきましては、その導入等の状況について確認させていただきますので、ご注意ください。

I 助成内容

農業法人等が新たな農業法人の設立を目指す者（以下「研修生」という。）を新たに雇用して実施する、農業生産技術や法人設立に必要な経営ノウハウなどを習得させるための研修について、最長4年間助成します。

なお、本事業は、農業法人等が研修生に対して行う実践研修を支援するものです。経営資金や従業員に対する賃金の補助を目的とした事業ではありませんので、実施についてご留意ください。

1 助成額及び助成期間

(1) 研修に対する助成

農業法人等が研修生を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるための実践的な研修や外部専門家による研修等に対して助成します。

ア 助成額

研修生1人当たり年間最大120万円（研修生が多様な人材の場合は年間150万円）

内訳 ①研修生に対する研修費^{※1} 月額最大97,000円

②指導者研修費^{※2※3} 年間最大120,000円

※1 研修生が多様な人材の場合は、月額最大122,000円が上限となります。

※2 指導者自らが人材育成手法や労務管理等を習得するための研修に要する費用です（3年目以降の助成額は年間最大60,000円）。

※3 研修生が多様な人材の場合は、年間最大42万円が上限となります。

①と②の最大額を合計すると計算上は年間120万円を超えますが、助成額の最大は年間120万円（研修生が多様な人材の場合は年間150万円）となります（3年目以降の助成額の最大は年間60万円となります。）。

イ 助成対象経費

① 研修生に対する研修費

(ア) 農業法人等の指導者が、研修生に対して技術・経営ノウハウ等を習得させるために行う研修経費、就業上必要な各種資格取得のための講習費、テキスト購入費、受験料

(イ) 研修生が外部講師（先進的な農業法人、専門的な知識を有する者など）からの指導を受けた際の謝金、研修生が参加する技術・知識取得に関するセミナー受講料

(ウ) 研修実施及び資格取得に必要な交通・宿泊費

(エ) 研修生を対象に加入する雇用保険料、労働者災害補償保険料の事業主負担分[※]

※社会保険（厚生年金保険料、健康保険料）の事業主負担分は対象となりません。

② 指導者研修費

研修生を指導する者又は経営者等が、農業法人等における人材育成や労務管理等の向上に必要な知識を習得するため、専門的な知識を有する者等から指導を受ける際の謝金やテキスト購入費、セミナー受講料、研修に必要な交通・宿泊費等（①の研修期間中に実施するものに限ります。）。

ウ 助成期間

最長4年間（今回の募集では、2年目までの研修を助成します。3年目以降については、別途審査を行った上で助成する予定です。）

※研修実施期間が3ヶ月未満の場合は、助成金は交付されません。

(2) その他

研修生が定住外国人の場合、研修生が日本語研修を受けるために教育機関に支払った経費やテキスト購入費等について研修生1人当たり月額上限30,000円まで（最長6ヶ月間）助成します。

2 研修助成の対象となる期間

2021年6月から最長で48ヶ月。25ヶ月目以降も継続して研修が必要と認められる場合は、継続して助成（最長4年間）を受けることが可能です。

3 採択数の上限

申請数が多数の場合は、採択数、助成対象期間を調整する場合があります

II 募集期間、申請先

1 募集期間

2021年2月17日(水)～2021年3月22日(月)

※受付は土日祝日を除く。

※提出期限は、募集期間最終日の午後5時まで。郵送の場合は、当日必着。

2 申請先

各都道府県農業会議等(別紙①をご覧ください。)

※申請する農業法人等の所在地と研修場所が異なる場合は、研修場所が所在する都道府県農業会議等に申請してください。

3 申請書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。申請書類は、各都道府県農業会議等窓口、「農の雇用事業」のホームページで入手できます。

○「農の雇用事業」ホームページ(※検索エンジンで「農の雇用」と検索してください)
【<https://www.be-farmer.jp/farmer/employment/original/>】

①「農の雇用事業」申請書類チェックリスト(様式研第1号)

② 研修実施計画書(様式研第2号-1)

※研修計画については、記載例を参照し、記載すること。

③ 誓約書(様式研第2号-1別紙1)

④ 働き方改革実行計画(様式研第2号-1別紙2)

※応募時点において、過去に研修中止届出書(様式研第7号)、研修修了直後、1年後、2年後、3年後の研修生の定着状況報告書(様式研第15号-6、7)で報告のあった内容から変更がある場合は、根拠となる資料を添付すること。

(過去に離農と報告したが、再び農業に従事している場合のみ)

⑤ 新法人設立研修計画書(様式研第2号-3)

⑥ 雇用契約内容確認書(様式研第3号)

⑦ 研修指導者の履歴書(参考様式①)

※写真を必ず添付すること。

※職歴等は空白期間がないようにし、申請日までの最新の履歴を記入すること。

※同一年度に農の雇用事業又は就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業(以下、「就職氷河期世代支援事業」という。)を申請しており、変更がない場合は提出を省略できます。

⑧ 研修生の履歴書(参考様式②)

※写真を必ず添付すること。

※職歴等は空白期間がないようにし、申請日までの最新の履歴を記入すること。

⑨ 個人情報の取扱いに関する同意書

⑩ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)又は雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届(雇用保険法で定める任意適用事業(以下「任意適用事業」という。)に該当する場合であって、応募時点で雇用保険への加入が認められていない場合は、加入申請の事実を証する書類)の写し)

⑪ 労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書又は労働保険事務組合が発行する加入関係通知書類の写し(過去に農の雇用事業又は就職氷河期世代支援事業を実施している場合は提出を省略できます。)

⑫ 健康保険、厚生年金保険被保険者資格取得確認書及び標準報酬決定通知又は健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し(法人の場合のみ)

⑬ 耕作証明書等(畜産やコントラクター等の農地を利用しない農業法人等で耕作証明書

の交付を受けることのできない場合は、農業経営改善計画認定書、出荷伝票、決算書等の農業を営む事業体であることを証明する書類の写し。過去に農の雇用事業又は就職氷河期世代支援事業を実施している場合は提出を省略できます。）

- ⑭ 研修指導者が認定農業者又は農業次世代人材投資資金（経営開始型）の早期経営確立者であることを証する資料の写し（研修指導者の農業経験が5年未満の場合のみ）
- ⑮ 就業規則の写し（研修生が業務に従事する事業所に常時10人以上の従業員がいる場合は提出が必須です。10人未満の場合でも就業規則を定めていれば提出してください。また、賃金規程等の別に定める規程がある場合も添付してください。）
（同一年度内に農の雇用事業又は就職氷河期世代支援事業を申請しており、変更がない場合は提出を省略できます。）
- ⑯ トライアル雇用実施計画書等の写し（トライアル雇用制度等を実施している場合のみ。）
- ⑰ 親族関係にない当該研修生以外の従業員の雇用契約書の写し及び雇用保険への加入を証する資料の写し（研修生が事業実施法人等の代表者の親族（3親等以内）の場合のみ）
- ⑱ 在留カードの写し（研修生が外国人の場合のみ）
- ⑲ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳（研修生が障害者の場合のみ）
- ⑳ 過去の雇用契約書等の写し（採用する以前に研修生と雇用関係がある場合のみ）
- ㉑ GAP認証（JGAP、ASIAGAP又はGLOBALG.A.P.J）を取得していることを証する書類の写し（GAP認証を取得している場合のみ）
- ㉒ 生活困窮者自立支援事業において作成された就労に向けた支援計画（プラン）の写し（研修生が生活困窮者の場合のみ）
- ㉓ 刑務所出所者等に係る確認書（様式研第2号－1別紙3）
※研修生が刑務所出所者等（保護観察対象者又は更生緊急保護対象者）の場合のみ提出
- ㉔ 反社会的勢力の排除に関する誓約書（参考様式⑥）

Ⅲ 事業の応募要件

1 農業法人等の要件

<共通（独立に向けた研修・経営継承に向けた研修）>

ア 概ね年間を通じて農業を営み、本事業終了後も継続して農業経営を行う事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）であること。

「農業法人」、「農業者」は、農業生産による農畜産物（当該農業法人等が生産した農畜産物を原料とした加工品を含む。）の販売収入のある者とする。また、「農業サービス事業体」は、酪農ヘルパーやコントラクター等の農業生産に必要な作業の一部を概ね年間を通じて請け負う事業体であり、選果場や集出荷場等の単純作業のみを行う事業体は含まない。

イ 農畜産物の生産（当該農業法人等が生産した農畜産物の加工・販売を含む。）に従事する者を新たに雇用し、必要に応じて就農に必要な作物の栽培管理技術、家畜の飼養技術、農業機械や機器の取扱い及び整備に関する技術、販売や流通及びマーケティングに関する経営ノウハウなどの農業生産に必要な能力を身につけさせるための研修を実施し、かつ、農業次世代人材投資資金（経営開始型）の交付期間中ではないこと。なお、実施する研修において作物の栽培管理技術又は家畜の飼養技術は必須とする。

ウ 研修生に対して、十分な指導を行うことが出来る指導者（以下「研修指導者」という。）を置くこと。なお、1人の研修生に対して、必要に応じて複数の研修指導者を置くことができる。研修指導者は、当該農業法人等の役員（経営者本人を含む。以下同じ。）又は従業員であり、5年以上の農業経験を有する者、農業経営改善計画の認定を受けている認定

農業者（法人の場合は代表者に限る。）又は農業次世代人材投資資金（経営開始型）の早期経営確立者とし、研修期間中に1人の研修指導者が指導できる研修生は、農の雇用事業又は就職氷河期世代支援事業において過去に採択した研修生を含めて3人までとする。

エ 研修生との間で、従業員として雇用契約を締結すること。

オ 生産性が高く人に優しい職場環境作り（以下「農業の「働き方改革」」という。）について、具体的な取組を記載した農業の「働き方改革」実行計画を作成し、公表等の方法により従業員と共有すること。ただし、既に作成している類似の計画（経営目標等を含む。）があり、公表等の方法により従業員と共有している場合はこの限りではない。

カ 従業員が6ヶ月間継続勤務し、その6ヶ月間の全労働日の8割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続勤務年数1年ごとに、その日数に1日（3年6ヶ月以後は2日）を加算した有給休暇を総日数が20日に達するまで付与すること。

キ 以下の全ての項目について、就業規則若しくはその他これに準ずるものに規定している又は研修開始後1年以内に新たに規定すること。

（ア）労働時間が6時間を超える場合には45分以上、8時間を超える場合には1時間以上の休憩を労働時間の途中に確保すること。

（イ）毎週1日以上、又は4週間を通じて4日以上の日を確保すること。

ク 以下の項目のいずれか1つ以上に既に取り組んでいる又は研修開始後1年以内に新たに取り組むこと。ただし、（イ）の場合は、既に取り組んでいる又は研修開始後の翌決算期までに取り組むこと。

（ア）就業規則又はその他これに準ずるもの（労使協定の締結含む）に年間総労働時間（所定労働時間及び残業時間の合計）を2,445時間以内とすることを規定すること。

（イ）従業員の人材育成および評価の仕組みを整備すること。

（ウ）農業の「働き方改革」に資する施設を整備すること。

※ 上記（ア）～（ウ）について、定められた期限までに取り組んでいない場合、採択取り消しとなりますので、ご注意願います。

ケ 原則として労働保険（雇用保険、労働者災害補償保険）に加入させること。）また、法人にあっては、厚生年金保険、健康保険に加入させること。

なお、労働時間及び雇用保険等の加入については、次のとおりとする。

（ア）1週間の所定労働時間が当該農業法人等の他の従業員と同じ（当該農業法人等の就業実態に即したフルタイムの勤務体系）であることとし、1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）は35時間以上であること。また、研修生が障害者の場合は1週間の所定労働時間（年間を通じた平均）が20時間以上であること。なお、所定労働時間がこれらに満たないやむを得ない事情があると全国農業会議所が認める場合はこの限りではない。

（イ）雇用保険、労働者災害補償保険、厚生年金保険及び健康保険の加入に関しては、以下の書類の写しを応募申請時に提出すること。ただし、任意適用事業に該当する場合であって、応募申請時に雇用保険への加入が認められていない場合は、加入申請の事実を証する書類の写しを添付すること。

① 雇用保険提出書類：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）又は「雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届」

② 労働者災害補償保険提出書類：「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」又は、労働保険事務組合が発行する加入関係通知（過去に農の雇用事業又は就職氷河期世代支援事業を実施しており、提出している場合は省略できます。）

- ③ 厚生年金保険、健康保険提出書類：「健康保険、厚生年金保険被保険者資格取得確認書及び標準報酬決定通知」又は、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し

- コ 研修生に対する給与が最低賃金を下回っていないこと。ただし、研修生が障害者であり、最低賃金の減額の特例許可を受けている場合を除く。
- サ 常時10人以上の従業員を雇用する農業法人等は、就業規則を定めていること。
- シ 労働基準法等で定められた管理帳簿（出退勤・休憩の時間が記された出勤簿、賃金台帳、労働者名簿のいわゆる法定3帳簿）を整備していること。
- ス 過去に、雇用及び研修に関して法令に違反する、虚偽の報告等本事業に関する不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けている等のトラブルがないこと。ただし、当該トラブルがすでに是正され、1年を経過している場合を除く。なお、「法令に違反する等のトラブル」とは、雇用契約の違反等により労働基準監督署から指摘されたこと等があるものとします。
- セ 過去に要件違反等に該当したことによる全国農業会議所に返還すべき助成金がないこと。
- ソ 本事業において実施する研修生の就農状況等の調査について、研修中、研修終了直後、1年後、2年後、3年後に報告することを確約していること。
- タ 研修の実施について、本事業と重複する国及び地方公共団体による他の助成を受けていないこと。また、研修生の雇用を理由として、本事業の研修期間と重複する期間を対象とした、国による研修生の人件費に対する助成、雇用奨励金などを受給していないこと。
- なお、研修開始後に国及び地方公共団体からの助成等を受ける場合は、本事業との重複がないか確認するため、事前に都道府県農業会議等に相談すること。
- チ 農業法人等が過去に農の雇用事業又は就職氷河期世代支援事業の研修生として研修実施年度の5ヶ年度前から前年度までに研修を開始した研修生（以下「過去に受け入れた研修生」という。）の数が2人以上いる場合、農業に従事している研修生の数が、過去に受け入れた研修生の2分の1以上であること。ただし、研修生が多様な人材である場合、研修生の死亡、天災その他やむを得ない事情であると全国農業会議所が認めた場合過去に受け入れた研修生から除くことができるものとする。
- ツ 農業法人等の研修指導者等は、研修開始前6ヶ月以内から研修開始後6ヶ月以内に雇用就農者の育成強化に資する研修又はセミナーを受講すること。ただし、同一年度内に研修を実施した研修生がいる場合はこの限りではない。また過去に受け入れた研修生のうち農業に従事等している研修生の数が、過去に受け入れた研修生の数の80%以上の農業法人等、又はGAP認証（JGAP、ASIAGAP、GLOBALG.A.P）を取得している農業法人等は除く。
- テ 独立又は経営継承に向けた研修生のサポートに努めること。
- ト 全国農業会議所又は都道府県農業会議等から研修実施状況及び関係書類等の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、農業法人等は、全国農業会議所又は都道府県農業会議等から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。
- ナ 研修期間中に、研修生に対して日本農業技術検定等の検定試験の受験、又はその他の手法により技術習得状況の確認に努めること。
- 二 農業法人等の研修指導者等は、指導者養成研修会に出席すること（同一年度中に既に指導者養成研修会に出席している農業法人等で、農業会議等が再度の出席は必要ないと認めた場合はこの限りでない。）。また、研修生を事業説明・研修会に出席させること。

2 経営継承に向けた研修を行う場合の追加要件 ※独立に向けた研修の場合は不要

自らの経営を移譲することを希望する農業者（以下「移譲希望者」という。）は、1の要件に加え、次の要件もすべて満たす必要があります。

- ア 後継者がおらず、今後5年以内に経営の一部又は全部を中止する意向があること。

- イ 農業経営の一部又は全部を新法人設立支援タイプの研修生であって経営継承を受けることを希望する第三者（以下「継承希望者」という。）に移譲する意志があること。
- ウ 継承希望者に対して、農業技術、経営ノウハウなどの研修を適切に行い、継承希望者を後継者として育成する意志と能力を備えていること。なお、実施する研修において経営ノウハウは必須とする。
- エ 継承希望者に対して、資産や負債の状況を含めた経営状況を積極的に開示する意志があること。
- オ 継承後の経営が順調に営まれるように必要な助言を行い、販売先や屋号、信用といった無形資産の継承を行う意志があること。
- カ 研修開始日時点で法人でないこと。
- キ 研修期間中に法人化を行う又は法人化の準備を行う意志があること。
- ク 経営継承後、少なくとも継承希望者が生活できる程度の経営規模であること。
- ケ 移譲希望者は継承希望者との間に、研修開始時まで、経営継承に係る合意書の案を作成し、可能な限り研修2年目までに合意書を締結すること。合意書には、経営継承完了及び新たな農業法人の設立までのスケジュール、移譲予定の経営資源及び移譲に係る費用等必要な事項について記載すること。

3 研修生（新規就農者）の要件

- ア 就農意欲を有し、本事業を含む新法人設立のための研修終了後1年以内に新たに農業法人を設立する強い意志があり、50歳未満（研修開始日時点の年齢）である者。
就農の意志等は、研修実施計画書（様式研第2号-1）の記載内容、新法人設立研修計画書（様式研第2号-3）、研修生の履歴書等により判断する。
- イ 研修開始日時点で当該農業法人等における就業期間が4ヶ月以上となる者であること。
なお、経営継承し法人設立のための研修を受ける場合はこの限りではない。
- ウ 主に農畜産物の生産（当該農業法人等で生産された農畜産物の加工・販売を含む。）に関する業務に従事する者であること。
- エ 過去の農業就業期間等が研修開始日時点で5年以内の者であり、就業にあたり研修実施が必要であると農の雇用事業推進委員会が認めた者。就業期間等とは、農業法人等の従業員（パート、期間雇用、季節雇用、アルバイト、研修を含む。）及び研修受講生として農業生産に従事した期間及び自営農業に従事した期間の合計とする。なお、農業高校、農業大学校等における修学期間は、就業期間に含めない。
- オ 本事業において研修中、研修終了直後、1年後、2年後、3年後に実施する研修生の就農状況等の調査について協力すること。
- カ 農業法人等の代表者の親族（3親等以内）でないこと。ただし、以下のいずれかの場合はこの限りではない。
 - （ア）集落営農組織（農業経営基盤強化促進法第23条第4項に定める特定農業団体又は特定農業団体に準じる組織をいう。）で、その代表者と同居していない者が採用される場合。
 - （イ）親族以外の雇用保険被保険者がいる雇用保険適用事業所で、その代表者と同居していない者が採用され、他の従業員と同等の雇用条件である場合。
- キ 研修生が外国人の場合は、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、「特別永住者」のいずれかの在留資格を有する者であること。
- ク 過去において、農の雇用事業又は就職氷河期世代支援事業に採択されていないこと。ただし、過去に採択された場合であっても助成を受けずに事業を中止又は取り下げた場合であってもその中止の理由が、研修生の責めに帰すべき理由による解雇又は研修生の都合による離職以外の理由であると全国農業会議所が認めた場合はこの限りでない。なお、助成対象期間は、過去に本研修の助成を受けた期間の残期間とするが、過去に本研修の助成を受

けて研修していた農業法人等の耕種農業・畜産農業の営農類型（日本標準産業分類に準拠（以下、同じ））と新たに実施する農業法人等の営農類型が異なる場合はこの限りではない。また、当該農業法人等で実施する「雇用就農者育成タイプ」から継続して実施する場合もこの限りでない。

ケ 過去に準備型の交付を受けて研修していないこと。ただし、過去に準備型の交付を受けて研修していた農業法人等の耕種農業・畜産農業の営農類型と本事業を実施する農業法人等の営農類型が異なる場合及び道府県の農業大学校等の農業経営者育成教育機関で準備型の交付を受けて研修していた場合はこの限りではない。

コ 全国農業会議所又は都道府県農業会議等から研修実施状況や研修の中止理由等の確認を求められた場合は、これに協力すること。また、研修生は、全国農業会議所又は都道府県農業会議等から事業を適切に実施するための指導等を受けた場合は、これに従うこと。

4 新法人設立支援タイプのうち独立に向けた研修を行う場合の留意事項

ア 過去に雇用就農者育成タイプの研修を受けた研修生の場合については、雇用就農者育成タイプの研修が終了した後、雇用就農者育成タイプの研修を実施した経営体と同一である場合に限り、新法人設立支援タイプの研修を受けることができる。ただし、雇用就農者育成・独立支援タイプのうち上限を超えて受け入れた期限付き研修生として研修を受けた研修生を除く。

なお、過去に雇用就農者育成タイプの研修を受けた研修生を新法人設立支援タイプの研修に申請する場合、その期限は、研修生が雇用就農者育成タイプの研修を終了した日の翌日から1年以内（募集回の最終日が1年以内であること。）であること。

イ 研修期間は、助成期間（最長4年間）だけでなく、農業法人等が助成期間終了後に独自研修を行う場合はその期間（最長2年間）を含むものとする。

IV 採択にあたっての審査事項

提出された研修実施計画等について全ての応募要件を満たしている申請について、農の雇用事業推進委員会において、次世代人材の育成・定着を図る観点から過去5ヶ年度の研修生の定着状況及び経営状況等の内容を基に総合的に審査を行い、予算の範囲内で採択者を決定します。また、以下の項目についても審査において考慮されます。なお、採択者の決定に係る審査の経過、結果等についてのお問い合わせには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

<優先順位を上げる項目>

- ・ 過去5ヶ年度（平成28年度～令和2年度）の研修生の定着状況が高いこと

<その他考慮する項目>

- ・ 法人化していること
- ・ 試用的雇用を実施していること（トライアル雇用、インターンシップ等）
- ・ 協力雇用主制度に登録していること
- ・ GAP認証を取得していること
- ・ その他（特定有人国境離島地域、障がい者・生活困窮者雇用等）

V 審査結果の通知

申請内容を審査した上で、2021年5月下旬を目途に審査結果を応募者に通知します。

VI 注意事項

- (1) 助成金の交付は48ヶ月間の研修期間を全国農業会議所が定める期間に区切り、複数回申請を行う必要があり、申請の度に研修記録簿、助成金交付申請書等の書類を提出していただきます。また、原則として研修実施状況を確認した上で助成金を支払う仕組みとしておりますので、研修実施後に都道府県農業会議等が行う現地確認に協力してください。
助成金交付申請書等の書類が、全国農業会議所が定める期日までに提出されない場合、採択を取り消します。
本募集に採択された場合の助成金交付申請書等の提出時期や助成金額については、別紙②「新法人設立支援タイプ 令和3年度第1回募集の助成金申請のスケジュール」を参照願います。
また、予算の範囲内で支払うことから、予算の執行状況に応じて、助成金を減額して支払う場合があります。
- (2) 本事業の研修期間と重複する期間を対象とした国及び地方公共団体の他の助成等を受ける場合は対象となりませんので、必ず事前に都道府県農業会議等に相談して頂くとともに、研修実施計画書（様式研第2号-1）の「1 農業法人等の概要」欄に事業の内容等を記載してください。
- (3) 採択後、研修指導者等は指導者養成研修会に、研修生は事業説明・研修会に出席していただきます。出席しない場合、原則として採択を取り消します。
- (4) 採択後に、研修実施計画書等の変更、その他の理由により、要件を満たさなくなった場合は、採択を取り消します。
- (5) 採択後に、次に該当する場合は、助成金の全部又は一部を交付しません。すでに交付した助成金については、別途規定する加算金を付加して返還を求めます。
 - ① 著しく研修実施計画に即した研修が行われていないと認められる場合
 - ② 著しく研修の効果が認められない場合
 - ③ 農業法人等の都合により研修を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合、又は研修生の責めに帰すべき理由による場合を除く。）
 - ④ 農林水産省及び全国農業会議所が定める要件等に違反した場合
 - ⑤ 虚偽の申請や報告等、本事業に関する不正が認められた場合
 - ⑥ 全国農業会議所が定める期日までに、研修記録簿等助成金の申請に係る資料が提出されない場合なお、本事業に関して生じた一切の紛争の処理については、東京地方裁判所を専属的な管轄裁判所とします。
- (6) 本事業を含む農業人材力強化総合支援事業の適切な執行等のため、申請内容及び事業実施内容について全国農業会議所が作成する農の雇用事業データベースに登録します。また、必要最小限度内の申請内容及び事業実施内容について地方自治体等の関係機関に提供するとともに、全国農業会議所のホームページで農業法人等名及び研修生氏名を公表する場合があります。
- (7) 本事業で採択された経営体については、全国農業会議所のホームページで経営体名を公開します。貴社のホームページアドレスについて併せて掲載することができますので、希望される場合は申請書に記載してください。

Ⅶ その他

1 求人活動への支援

本事業の実施を希望される農業法人等で就業希望者をお探しの方は、全国農業会議所（全国新規就農相談センター）のホームページやまち・ひと・しごと創生関連事業で平成27年3月に開設された全国移住ナビのホームページに無料で求人情報を掲載するなど、求人活動への協力をいたします。<https://www.be-farmer.jp/recruitment/>より求人票をダウンロードし必要事項を記載の上、全国農業会議所（shuunou@nca.or.jp）までお送りいただくか各都道府県農業会議までご相談ください。

2 採用前の事前就業体験への支援

本採用前に試行雇用や就業体験を行うことにより、経営者と就業希望者の双方が農業への適性について確認でき、就業希望者の職場に対する理解も深まり採用した後もスムーズに業務に当たることができます。また、就業後に、研修生が自分の抱いていたイメージとのギャップを感じて早期離職することの防止にもつながります。

厚生労働省が実施している「トライアル雇用制度」（月額最大4万円、最長3ヶ月）は、試行雇用した場合の助成制度です。試用雇用期間中に、適性や能力を見極め、その後、常用雇用へ移行することができ、農の雇用事業の活用に接続できますので、是非ご活用ください。

トライアル雇用制度について、詳しくは、http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/trial_koyou.htmlをご覧ください。

また、全国農業会議所では、「農業インターンシップ」を実施しており、農業法人等が正社員採用予定者に対して事前に就業体験を実施することを支援しています。正社員採用前の就業体験（1週間～6週間、休日は週2日以内。複数回に分けての実施も可能。）を行う農業法人等に対し、体験者の受け入れ1人当たり最大2万円の助成を行うとともに、体験期間中の傷害保険料を助成していますので、ご活用ください。

農業インターンシップについて、詳しくは、<https://www.be-farmer.jp/experience/intern/>をご覧ください。

(別紙①) 「農の雇用事業」についてのお問い合わせ・申請先

農業会議等	郵便番号	住 所	電話番号
北海道	060-0005	札幌市中央区北5条西6-1-23 北海道通信ビル5階	011-281-6761(直)
青森県	030-0802	青森市本町2-6-19 青森県土地改良会館4階	017-774-8580(直)
岩手県	020-0884	盛岡市神明町7-5 パルソビル4階	019-626-8545(直)
宮城県	981-0914	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 仙台合同庁舎内	022-275-9164(直)
秋田県	010-0951	秋田市山王4-1-2 秋田地方総合庁舎内	018-860-3540(直)
山形県	990-0041	山形市緑町1-9-30 緑町会館6階	023-622-8716(直)
福島県	960-8043	福島市中町8-2 県自治会館8階	024-524-1201(直)
茨城県	310-0852	水戸市笠原町978-26 県市町村会館内	029-301-1236(直)
栃木県	320-0047	宇都宮市一の沢2-2-13 とちぎアグリプラザ2階	028-648-7270(直)
群馬県	371-0854	前橋市大渡町1-10-7 県公社総合ビル5階	027-280-6171(直)
埼玉県	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-12-9 県農林会館内	048-829-3481(直)
千葉県	260-0855	千葉市中央区市場町1-1 県庁南庁舎9階	043-223-4480(直)
東京都	151-0053	渋谷区代々木2-10-12 JA 東京南新宿ビル4階	03-3370-7145(直)
神奈川県	231-0023	横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル10階 1004号室	045-201-0895(直)
山梨県	400-0034	甲府市宝1-21-20 県農業共済会館内	055-228-6811(直)
岐阜県	500-8384	岐阜市藪田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058-268-2527(直)
静岡県	420-0853	静岡市葵区追手町9-18 静岡中央ビル7階	054-255-7934(直)
愛知県	460-0001	名古屋市中区三の丸二丁目6番1号 愛知県三の丸庁舎8階	052-962-2841(直)
三重県	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル2階	059-213-2022(代)
新潟県	951-8116	新潟市中央区東中通一番町86番地51 新潟東中通ビル4階	025-223-2186(直)
富山県	930-0096	富山市舟橋北町4-19 富山県森林水産会館6階	076-441-8961(直)
石川県	920-0362	金沢市古府1-217 農業管理センター内	076-240-0540(直)
福井県	910-8555	福井市松本3-16-10 福井合同庁舎2階	0776-21-8234(直)
長野県	380-0826	長野市大字南長野北石堂町1173-3 JA 長野県ビル11階	026-217-0291(直)
滋賀県	520-0807	大津市松本1-2-20 滋賀県農業教育情報センター2階	077-523-2439(直)
京都府	602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2 府庁西別館3階	075-417-6848(直)
大阪府	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-33 JA バンク大阪信連事務センター3階	06-6941-2701(直)
兵庫県	650-0011	神戸市中央区下山手通4-15-3 兵庫県農業共済会館3階	078-391-1221(代)
奈良県	630-8501	奈良市登大路町30 県庁分庁舎内	0742-22-1101(代)
和歌山県	640-8263	和歌山市茶屋ノ丁2-1 和歌山県自治会館6階	073-428-4165(直)
鳥取県※	680-0011	鳥取市東町1-271 県庁第2庁舎8階	0857-26-8337(直)
島根県	690-0876	松江市黒田町432番地1 島根県土地改良会館3階	0852-22-4471(直)
岡山県	700-0826	岡山市北区磨屋町9-18 県農業会館内	086-234-1093(直)
広島県	730-0051	広島市中区大手町4-2-16 農業共済会館2階	082-545-4146(直)
山口県	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館2階	083-923-2102(直)
徳島県	770-0011	徳島市北佐古一番5-12 徳島県 JA 会館8階	088-678-5611(直)
香川県	760-0068	高松市松島町1-17-28 県高松合同庁舎5階	087-812-0810(直)
愛媛県	790-8570	松山市一番町4-4-2 県庁内	089-943-2800(直)
高知県	780-0850	高知市丸ノ内1-7-52 県庁西庁舎3階	088-824-8555(直)
福岡県	810-0001	福岡市中央区天神4-10-12 JA 福岡県会館2階	092-711-5070(直)
佐賀県	849-0925	佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀総合庁舎4階	0952-20-1810(直)
長崎県	850-0035	長崎市元船町17-1 長崎県大波止ビル3階	095-822-9647(直)
熊本県	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1 県庁内	096-384-3333(直)
大分県	870-0044	大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2階	097-532-4385(直)
宮崎県	880-0913	宮崎市恒久1-7-14	0985-73-9211(直)
鹿児島県	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1 県庁11階	099-286-5815(直)
沖縄県	901-1112	島尻郡南風原町字本部453-3 土地改良会館3階	098-889-6027(直)

一般社団法人全国農業会議所（書類の申請については、所在地の都道府県農業会議等へお願いいたします）

※鳥取県は鳥取県農業会議ではなく、（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構

〒102-0084 東京都千代田区二番町5-6 あいおいニッセイ同和損保二番町ビル7階 TEL: 03-6265-6891 FAX: 03-6265-6892

別紙② 「新法人設立支援タイプ」

令和3年度第1回募集 助成金申請スケジュール

事業対象期間:2021年6月1日～2025年5月31日(最長48ヶ月)

研修生1人あたり 上限助成額	○ 12ヶ月の上限120万円 新規就農者に対する研修費上限1,164千円 指導者研修費上限12万円 (注:研修生が多様な人材の場合は上限42万円)					○ 12ヶ月の上限120万円 新規就農者に対する研修費上限1,164千円 指導者研修費上限12万円 (注:研修生が多様な人材の場合は月あたり上限額42万円)																													
	○新規就農者に対する研修費 月あたり上限額97千円 (注:研修生が多様な人材の場合は月あたり上限額122千円)					○ 新規就農者に対する研修費 月あたり上限額97千円 (注:研修生が多様な人材の場合は月あたり上限額122千円)																													
	2021 6	7	8	9	10	11	12	2022 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2023 1	2	3	4	5											
提出期限	2021年10月29日(金)					2022年2月28日(月)					2022年4月29日(金)					2022年8月31日(水)					2022年12月28日(水)					2023年4月28日(金)					2023年6月30日(金)				

研修生1人あたり 上限助成額	○ 12ヶ月の上限60万円 新規就農者に対する研修費上限576千円 指導者研修費上限6万円					○ 12ヶ月の上限60万円 新規就農者に対する研修費上限576千円 指導者研修費上限6万円																																		
	○新規就農者に対する研修費 月あたり上限額48千円					○ 新規就農者に対する研修費 月あたり上限額48千円																																		
	2023 6	7	8	9	10	11	12	2024 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	2025 1	2	3	4	5																
提出期限	2023年10月31日(火)					2024年2月29日(木)					2024年4月30日(月)					2024年6月28日(金)					2024年10月31日(木)					2025年2月28日(金)					2025年4月30日(水)					2025年6月30日(月)				

※:研修実施期間が3ヶ月未満の場合は、助成金は交付いたしません。

※:助成金申請書提出期日(消印有効)までに申請書が提出されない場合は採択取消となり、助成金の交付ができませんので、提出期日を厳守してください。

※:指導者研修費は、研修を行った日が「申請する研修期間」に属する申請回に助成金申請をしてください。